

第十九回 参議院水産委員会會議録第三十三号

(八五〇)

昭和二十九年六月一日(火曜日)午後一時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君

理事 秋山俊一郎君
千田 正君

委員

青山 正一君
野田 俊作君
森 八三三君
木下 源吾君

國務大臣

安藤 正純君

政府委員

外務省条約局長 下田 武三君
外務省参事官 寺岡 洪平君
水産庁長官 清井 正君

事務局側

常任委員 岡 尊信君
会専門員 林 達磨君
会専門員 林 達磨君

説明員

厚生省公衆衛生 輕部弥生一君
局結核予防課長
中央氣象台長 和達 清夫君

本日の會議に付した事件

○水産政策に関する調査の件

(定点観測に関する件)

(ビキニ被爆事件に関する件)

(日豪間の真珠貝採取取極めに関する件)

○委員長(森崎隆君) それでは水産委員会を開会いたします。

先ず最初に日程を少し変更いたしました。して定点観測に関する件を議題に供します。太平洋上定点観測業務の復活に

○説明員(和達清夫君) 定点観測は御承知の通り昨年十一月アメリカの援助打切りのために北方の定点は中止いたしました。南方の定点は夏季六カ月のみこれを続行することにいたしました。定点観測は我が国の氣象事業にとりまして非常に大切なものであります。特に海洋の船舶の保安に対しては重要な役目をいたすものでありますから、我が国といたしましてはこれを是非再開いたしたいと存じておる次第であります。

ただその定点観測に用います船を新造いたさねばなりませんので、多額の経費を要しますために、今年度の予算には計上されませんで是非定点観測を、来年度からは是非実行いたしたいと存じまして、先ず第一着手として、北方定点を一年中観測をいたすようにいたすため、三隻の観測船を新造するという計画において来年度予算を請求いたしたいと中央氣象台は存じております。

○委員長(森崎隆君) 只今お聞きのことの事情でございますが、この際の問題に關しまして御質疑のあられるかたは順次御発言を願いたいと思ひます。

大休この問題は先々月頃から各委員におかれましては十分御了解のようでございますので……

○秋山俊一郎君 これを続行して行くという事になると、確かに六カ月であつたように思ひますが、あと六カ月に問題があると思ひますが、どのくらいの経費がかかるのですか。

○説明員(和達清夫君) 定点観測は二カ所でございます。北のほうは中止いたしております。南のほうは夏季六カ月いたしております。今度第一着手としてやりたいのは北のほうのやめておきます分を一年中やりたい、それを第一順位にいたしたいと考えておる次第でございます。そして経費は一カ所の定点に一億八千万円ぐらいかかります。但し北のほうの海は非常に荒海でございますので、船を新造いたさねばなりません。それが一つの点を観測いたしますには三隻必要であります。

○秋山俊一郎君 そうすると、それは一年中の経費が一億八千万円、それは何点でございますか、定点は……

○説明員(和達清夫君) 一点を観測いたします。

○秋山俊一郎君 北のほうの一点でございます。

○説明員(和達清夫君) さうでございます。

○秋山俊一郎君 その船はどのくらいか、どのくらいの建造費がかかるのでございませうか。

○説明員(和達清夫君) 来年度予算が通りますれば、すぐに着手いたします。来年度の暮から一番早いと思ひます。

○秋山俊一郎君 そうすると、それまではできないわけでございますか。

○説明員(和達清夫君) さうでございます。

○委員長(森崎隆君) お諮り申し上げますが、本件は今秋山委員からの御質疑もありましたように、今から早く準備をいたしたい、そのことについて政府に強く要望いたしたいという意味におきまして、本委員会が決議案を決議をいたしたいと思ひますが、御異議はございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森崎隆君) それでは決議案を作りたいと思ひますが、手許に決議案を一応作つておきますので、これを原案といたしまして議上いたします。修正等の御意見のあるかたは申出て頂きたいと思ひます。一応決議案を議上いたします。

太平洋上定点観測業務の復活についての決議案

が、これらの災厄が、氣象観測通報業務の強化によつて未然に防止し、或いは軽減し得べきことは自明の理なるも、未だ所期の目的を達するに至らざるは遺憾とするところである。

殊に、過般廃止された太平洋上の北方定点観測のごとき、氣象災害の防止に重大な影響を及ぼすことが懸念されるところであり、政府は速かにこれが完全な復活を実現する具体的方策を樹立するよう要望する。

右決議する。

以上が案文でございますが、御賛同頂ければこの通り決定いたしたいと思ひます。

○青山正一君 二十九年度の予算と書いてあるかな。

○委員長(森崎隆君) 予算ということになります。今年度は補正予算でも組みますか。

○青山正一君 補正予算でも何でもいからできるだけ早く……。運輸委員会では二十九年度というふうに書いてあるんだがね。

○委員長(森崎隆君) 予算という言葉を入れます。ここではその意味を以ちまして……。それでは青山委員の御意見がございませうので、最後のところを少し予算の意味を含めまして、「政府は速かに予算等これが完全な復活を実現する具体的方策を樹立するよう要望する。」そのように訂正いたしたいと思ひますが、それでよろしうございませう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

第十部 水産委員会會議録第三十三号 昭和二十九年六月一日【参議院】

○委員長(森崎隆君) では……。

○秋山俊一郎君 質問していいんですか。

○委員長(森崎隆君) どうぞ、これに開連されて……。

○秋山俊一郎君 それで現在南のほうで定点観測をやっておられるそうですが、それは船は三艘でございいますか、やはり……。

○説明員(和達清夫君) 現在は二隻でございいます。

○秋山俊一郎君 そうすると、その二隻はどれくらい船で、そうしてそれは臨時の間でも転用はできないのでございいますか。

○説明員(和達清夫君) 簡単に申しますが、この南のほうで観測いたしております船は千トンドでございまして、旧日本海軍の海防艦であります。これが老朽いたして参りまして北のほうの荒海では使用に堪えないために南点のみに使つておるのでございいます。半年でございいますから二隻で以て交替観測をいたしておりますが、一年中となりますと修理その他がございいますので三隻必要といたすわけでございいます。

○青山正一君 転用するというわけに行かないですね。それから又ほかにチャーターするような船はないんですか、どうですか。

○説明員(和達清夫君) これは技術的問題で検討を要しますが、夏場の時期には北の海も多少穏かでありまして、或いは暫時はその船を使うこともできるかも知れません。

○委員長(森崎隆君) ほかに御質疑はございませんか。

それでは只今の決議案通り決定してよろしうございいますか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(森崎隆君) それでは只今の決議案は原案通り決定いたしました。政府、運輸、大蔵、官房並びに予算委員長、これは参議院の予算委員長でございまして、各方面に強く要望することにしたします。

○委員長(森崎隆君) それでは次に移ります。

次はビキニ被爆事件に関する件を議題に供します。只今安藤国務大臣並びに水産庁清井長官も見えておられます。後ほど外務省関係のかたも来られますので、この問題につきましてその後の処置の経過等につきまして一応政府委員から御報告を頂きたいと思ひます。

○国務大臣(安藤正純君) その後の損害であります。直接損害及び間接損害を極めて詳細に且つ慎重に調査をしまして、それをそれ／＼実行に當つていくわけであります。即ち直接損害、アメリカに對しましては初めは第一段の要求をし、更に續いて起つたことに對しては追加要求という形でやる方針をとつておつたのであります。アメリカのほうでは一括してきめたい、どうかそうしてもらいたいということでありましたので、そういうわけになつて来たものであります。全部を一旦にしまして今日までのところをアメリカに提出いたしてあります。但しこの提出した中には直接損害は勿論でありまして、間接損害というものも入つておるので、これはともかく全部提出をしてあるわけでありまして。

【委員長退席、理事秋山俊一郎君着席】

但しその間接損害というものは、今まで

でこういう例もないことであり、又アメリカの慣例等においてそういうしきたりもあると、いろいろな関係によつて間接損害として計算したものを全部とり得るかどうかというところは問題なものであります。直接損害は、これは言うまでもありませんから当然要求をし、とらなきやならない。間接損害はどこで限度を切つていいかということ。併し今提出をし、それに対しまして折衝中でありまして。

それから今度そのまぐろの値下りによりまして及ぼしたい／＼な影響です。すなわち生産地の生産業者或いは卸とか仲買とかいつたようなものを受けた損害ですね、まぐろの値下り等から来たそういうようなこと、及び又消費地のものもそれに入ることにもなりますが、そういう点につきましては、これは行政措置で金融をしてやる、こういう方針を決定しまして、その行政措置のことについて今その段階に入りまして現に進行中でありまして。経過としてそれだけ申し上げます。

○青山正一君 今安藤国務大臣から後段のほうで、産地荷受人なり、産地仲買、或いは荷物を引取るほうの消費地側の、つまり中央卸売市場の荷受人、或いは仲買人に対する損害を行政的に金融措置を講じて今進行中であるというお言葉を承つて、まあ非常に心強くしておるわけでありまして。問題は今まで三崎なら三崎、或いは焼津なら焼津の陸揚げされたものを無理に産地の仲買人と申しますか、或いは出荷人と申しますか、これが無理に引取られされて、そうして送る。その結果非常に損害を受けておる。殊にその損害は莫大

な数字に上つておる。それでたび／＼三崎とか、或いは焼津、或いは塩釜あたりの産地仲買人、或いは行商人、そういう面も非常に当委員会へ陳情に来ておるわけでありまして。この面に措置が只今のお言葉によりまして進行中であるというふうにお答えがあつたわけでありまして、これなどは非常に焦眉の急である、殆んど立つて行けない者もある、倒産者も続出しておる、こういう面も水産庁あたり具体的に相当の方法を講じておるかどうか、その点についていさ／＼詳しく一つ御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(安藤正純君) 水産庁長官から細かいことをお答えしますが、ちよつとその前に申上げておきます。今相談申じやないのですよ、そのことはもうすでに決定しましてね、実行中なんです。話ええ向うときまりますれば、もうそれでいいことにして、金融の措置も決定しておるのであります、行政的に。それで更に細目を長官から……。

○青山正一君 今安藤国務大臣は全般的な関係について御説明願つたわけでありまして。いさ／＼具体的に一つ水産庁長官からこの件について御説明を願いたい。

○政府委員(清井正君) 只今安藤大臣からお答え申上げたことに尽きますのであります。実はお話の通り消費地、産地共に生産者のみならず流通業者も非常に打撃を受けておるわけでありまして、たゞ／＼私のほうへも御陳情があり、又我々も出張いたしましてつぶさに実情を調べて参つた次第であります。そこで全般的に損害賠償を要求しておる点につきましては、これ

は政府としても対策をいたしておるわけでありまして、取りあへずの行政措置というところが目に見えて緊迫感が増して来たというように実は考えておるのであります。そこで私も事務的にできるだけのこの問題を解決したいと先般大蔵事務当局と実はいさ／＼折衝をいたして来たのであります。そこで或る程度これは政府資金と申していいのであります。かどうですか、要するに大蔵省方面の御斡旋によつて所要の、県を通ずるなり、或いはその他の方法を講じて非常に緊急の措置を講じたいということで目下地元に対して具体的な働きかけをいたしておるものであります。もう二、三日中に何とか目鼻がつくというふうな考えております。

○青山正一君 三崎の魚市場、焼津の魚市場、或いは塩釜、さういつた生産地の魚市場ばかりでなく、東京、横浜、名古屋、京都、さういふ中央市場内にある荷受人とか、或いは仲買人に対する直接損害と申しますか、こういうものについて、只今の長官の方針の通りに進んでおりますかどうか、その点について承わりたい。

○政府委員(清井正君) 損害を受けましたと見られるものは両方一緒であります。ただ御承知の通りの金融関係の状況でありますので、さう膨大な金額を一に措置いたすというところはなかなか行かないと思つておりますので、取りあへず困窮度が増しておると思われる点から逐次具体的に解決して行きたい、さういふような考え方では前々から業者のかた／＼とも相談をいたしまして具体的に話をしようと思はないかということをやつております。従

いまして私どもといたしましては具体的に解決されやすいものから逐次解決して行き漸次それを広めて行く、こういう考え方であります。

○森八三三君 今融資の問題でありましたが、これは一種の損害に対しての当面対策融資ということになるわけなんです、そこで過般五月の北海道における暴風被害等に対しても、融資の措置に出づる分につきましては同時にそれは損失補償の制度がついておるから、現在のような非常に困難な金融情勢下においても多少不足ながらでも進行が見られておると思うのであります、ところが只今のビキニ関係の流通部面における資金の融資ということになりますと、間接の損害の部類に入る関係になるので、その他の見通しもつかざる限り金融機関の金融ベースに乗らない金融になるので、たださういうことを気休めに言っておつたつて事は進行しないかと思ふ。如何に政府が進行するとか何とか言つたつて責任は金融機関にあるのですから、回収の堅実性が予測できないものに対する金融はこれはできません。又それを政府が強行するといふことはこれは恐らく不可能だと思ひます。さういふやうなことを考へて来る、間接損害に対する見通しはつきり立つたか、然らずんば災害に対する融資の場合における損失補償のような制度が樹立されるというこゝでなければ、これは実際問題として私は進行しない。ただ世間がやましましからさういふことをやつていくといふ程度に私は終ると思ふのです。そのことについて私の申し上げるやうなことではない、それは確信があるのだといふことでありますなれば、もう

少し一つ具体的な内容を詳細にお示し頂きたいと思ふのでございます。

○青山正一君 それに関連しまして。只今森委員の質問は私も実は質問いたしたと、さういふふうに考へておつたわけなんです、例えばこのビキニの問題も、或る面から言へばこれは自然発生といふふうの問題と考へても僕はいいのじやないかと、さういふふうで考へておられます。事実今まで数回に互つて水害とか、或いはその他の災害について、近くは北海道の問題につきましても非常な政府として骨を折られておる。利子補給、或いは損害補償、この間接補償といふのは恐らくアメリカさんでもそこまで考へてくれないと私はさういふふうに考へておられます。さうすれば国家としてこれは当然さういつた水害とかその他の災害と同じようにみなされやしないかと、さういふふうに考へますので、いさ少しく、森さんのおつしやつたやうにさういふ面について具体的な何か策を講じておられるかどうか、その点も関連して御質問申上げたいと思ひます。

○國務大臣(安藤正純君) その損害補償、損失補償といふのは災害補償といふことについて、まあ北海道のやうな最近のこともありましたが、これは少し趣きを異にしておりまして、例えば霜害だとか、或いは北海道のやうなあるいは漁獲に関する損害だとかいふやうなものは的確につかめるのですが、今度のこのまぐろの値下り、ビキニのことから来たその影響といふことについて、ああいつたやうなふうによつて、ああいつたやうな点もあるのです。それでありますから、直接損

害についてはこれはさうして一方にはこれはアメリカが実験をしたといふこと、このアメリカの責任において生じていることだからアメリカに向つてその損害の要求をやる。併しその直接損害ばかりじやない、それから起つた間接損害もアメリカに要求するべく提出をしておるのです、材料をすつかり書き出して、ただ、今お話のやうにアメリカがこちらから提出した間接損害を全部そこで承認するかしないかは問題であります、政府としましては間接の中でもまあ直接と認定してもいいといふやうな点は強硬に要求するつもりなんです。そこでまあさういふことが出て解決をすればさう速くはななく行くのじやないかと思ふ。アメリカのほうでも今議院が六月一ぱいでおしまひですから、議会へそれを恐らく提出するわけでありましよう。さうすると六月一ぱい、一月そこ／＼で何とかその話がきまつて来ますから、それに対する賠償実行といふこともさう速くはななくおられる。それができますれば、おのずからそれからこちらのビキニの損害、直接及びそれから起つた直接の間接損害といふところにその賠償が廻つて行くという段取りにならうと思ひます。併しなからそれまでもまだ時間が多少かかるかと推測するので、内払いをやることにいたしました。それはもう一日や二日のうちにやることになつております。それから今の業者に対する金融措置は行政措置をやつてそれで金融をしてやるほうが適當であらうと、さう存じまして、その方針を以てやつておるのであります。その行政措置といふのは政府のほうから金を県なら県を、まあそこそこが

最後どうかまだ、こゝ一日二日のうちにきまらましようが、県なら県を通じて政府のほうから金繰りをしてやつて、それによつてその損害を受けている、打撃を受けている業者のほうに廻してやると、さういふ段取り方針をとおる次第であります。

○森八三三君 今のお話で内払いをする、おつしやいましたのは、直接損害の査定が済みまして、アメリカに要求しておるが、アメリカ国会の関係等で多少時間がかかるので一部を日本政府の責任で始末をしようといふことであります。さういふ点、間接補償の分についても調査は済んだので、それも併せてアメリカに要求しておる、これも同時に又時間がかかるので、その部分にまで及んで内払いをしようといふので、先ず最初にその点をお伺ひいたします。

○國務大臣(安藤正純君) それは先ほどこから申上げておるやうに、こちらから提出しておりますから、これに対してアメリカが議院にかけてどういふふうにするかが議院になつて、どう向うから最後の結論が出るかもわからん、従つてこちらの内払いといふのは直接とか間接とかいふのではなくて、アメリカに損害補償の要求をしておるうちの或る部分の内払いをしよう、さういふ意味であります。

○森八三三君 さうしますと、先刻来質問をいたしておる流通過程に立つておるいわゆる業者の諸君が魚の値下りによつて非常に困難をしたとか、一般国民が衛生上の見地から不安を感じて仕事といふか商売が非常に圧縮せられて生活にも困難をおるといふものまで引つくるめてその

総合的なものに対して内払いをしてやる、さういふやうに了解をしてよろしくございませうか。

○國務大臣(安藤正純君) それはアメリカへ要求してあるもののうちのそこばくの内払いなんです。ですからアメリカのほうの決定がどうなるかといふことじやないといふからいふのです、よく、併しなから実際的には福龍丸の買上げといふものをこれは別にしまして、最も損害の現実に多く、これはまあ議論のないといつたやうなところに対する内払いと御承知を願ひたい。

○森八三三君 これはもう端的にお答えを頂ければいいので、安藤國務大臣非常に慎重にお答えを頂いておりますが、私の質問は今の福龍丸の船体の問題は過日の委員会でもよく承知いたしましたので、これはもう了承済みであります。取つて来た魚が廃棄処分になければならぬといふやうなことになるまで、はつきりと損害がわかつた、それはそれとして今アメリカに要求しておるからまだ決定がないからそれに対してやつてやれ、これはわかりません。わかりませんが、業者の諸君が折角買つた魚が販売をするときに引つて値下りを食つちまつて損したといふものも、これは今度の事件に関連する間接損害と私は理解をしておる。それから商売そのものが非常に圧縮せられて行つたといふことも現実のこれは損害なんだ。これも間接の損害と私は見ております。さういふことまでについてもアメリカに要求されておると思ふのです、これはアメリカがどのくらい程度まで取上げるかどうか、これは未定です。わからない。わからないが、

まあ、或る程度までやつてくれるであらうと、日本の政府のお見込の決定何多というものを実際の損失として支払をする、こういうことでございませうか。こういうことはやつておらん。前段申し上げたように、取つて来た魚を廃棄処分にした。これはもうはつきりわかつた損害だからその一部を前払いしてやるという程度のもので、その範囲をお聞きをしておるのであります。

○国務大臣(安藤正純君) その何です。今のお話のまづろ棄てちやつたでしよう。廃棄をした、それは入つております、内払いの中に……。それだけのものです、今は。

〔理事秋山俊一郎君退席、委員長着席〕

○森八三一君 そうしまするとはつきりしました。そこで問題は我が政府に善処を求めておる多数の魚を取扱つておる諸君の困難を打開するということがその内払いというものは何らの役割を果さない、こういうことになるのです。その者には融資の措置によつて当面を考へて行こうという御親切なお話で、我々もそういうことをかね／＼要望して来ておつたのであります。ところが現在のその金融情勢においては、そういうような業者に対しては金融上の原則からいって、これは恐らく融資は私は不可能であると思ふのであります。これは救済事業ではありませんで、融資でありますか、回収の確実性のないところへたとえ政府資金といえども供給はできないはずと思ふのであります。農林漁業金融公庫から出すとか、国民金融公庫から出すとおつしやいまして、損失が予見されるよう

な、回収の不安を覚えるようなものに対しては、金融上の原則としてはどうしても出せない。殊に現在のような逼迫しておる情勢においてはなお更さういふことは強き首肯されると思ふのであります。それをあえて押切つてやろという政府の御熱意であるとするならば、例に申し上げたごとく災害地における融資に対して金利補給のことが行われたら更にその損失補償の制度が設けられたらというようなところで踏込んで行かなければ、一片のジエスチユアーに終つてしまふと考えるのであります。そんな心配は要らんそれはもう大丈夫融資ができるのだということであるならば、具体的に一つお伺いをして見たいと、こういうことなんです。

○政府委員(清井正君) 只今の御質問の点は私どもにおきましては実は心配いたしました点で、森さんの御意見はよくわかります。非常に損失をしたから融資をしろうといつても金融ベースに乗らないことは御承知の通りであります。そこで私もそれであるが故に事務的に実は非常に苦心をいたしたのであります。全くこれはさつ／＼ばらんに申しまして、そこで大蔵省事務局とも十分相談をしておりますのですが、その点が非常にネックになりました。つまり行かなかつたのであります。いろいろ／＼国務大臣にも御心配頂きまして、私も大蔵省事務局とよく／＼相談をした結果、或る程度の結論に達しましたので、それをさつき大臣が御説明申上げたのであります。それは御心配の点は先般の御審議願ひました北海道災害のように、或いはそれに対して損失補償なり或いは利子補給等の裏付けがなければ融資のできないとい

うことは御説の通りでありまして、そこにはいろいろ／＼問題もありますので、先ず取りあへず緊急にやるべき必要があるというふうなことから行政措置をやつて行こう、そのためにはとにかく直接政府の資金を流して、金融機関を動かそうといつてもなか／＼実は問題がある、そこで私も考えましたのは、当該県の県庁に入つてもらおうじやないか、県庁に一肌脱いでもらつて県に對して資金の斡旋といひますか、当該県の業者の金融融資の割当をすること、県が中に入つて参りますれば、御心配の損失補償の問題も県が中に入つて相当いろいろ／＼手が打たれる、思う通りに行かなくともその間にいろいろ／＼県において工夫をして頂ければいい、県自体の財政の問題もありませんので、県と金融機関の話し合いもありますし、或いは結局最後的には県が責任を負うようになるのでありますから、政府に対しては、そこでさういふたようないろいろな考慮を払つて参りますれば、県内の重要問題でございまして県においても然るべく考へてやつて頂けるだらうというふうなことを考へまして、そこで大蔵省事務局と私どものほうとも事務的な相談をいたしまして、当該県の中に入つてもいい、その処置を講ずるといふような大筋で以て目下地元県とお話を実は先週からいたしておるのであります。県においてもいろいろ／＼相談いたしまして目下進行いたしておるのであります。どのくらいのことになりまするか、まだ最終的な話し合いになりませんが、しかとは申上げられませんが、とにかくさういふうな工夫をいたしまして、御心配の点は極力さういふうな方法によつてなくする

方向に持つて行こうということを進んでおるといふことを、さつ／＼ばらんに私どもの氣持を申上げたわけでありましたが、御了承願ひたいと思ひます。

○森八三一君 速記をとめて頂いて、もう少し話を割つた話をして見たいと思ひます。速記を一つとめて頂きたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○青山正一君 折角厚生省のかたも来ておられますから、ただ一点お聞きしたいと思ひます。このまづろの入つて来る基地の焼津にいたしまして、三崎にいたしまして、塩釜にいたしまして、これは日本の漁業の集散地として、やはり下関とか函館とか、釧路、八戸あたりと匹敵するくらいの大きな基地なんです。さういふ所で、この前にも質問いたしたのですが、市場の中で検査をするということになりますと、三崎とか、或いは焼津とか、さういふ所に入つて来た品物は全部、何かビキニの影響を受けたのじやないかといふふうなことで、消費地へ入つて来る魚なども、三崎なり、或いは焼津を通過して来た魚という魚は、これはまづろ以外のさばとかいわし、何品にかかわらず値段が安いように思われるわけですから。そこで私は市場に陸揚げして検査するといふようなことじやなしに、例えば三崎ならばどこかの附近の城ヶ島で検査して、さうして検査の通つたものを全部三崎に陸揚げするとか、例えば焼津なら知多半島あたりにさういつたものを集めちやつて

検査して、さうして焼津へ揚げるというふうなことにしないことには、これは一時的な検査だ、一時的な検査だと言つておつても、もう早やこのビキニの損害を受けてから相当の日数もたつており、これが殆んど半永久的に僕は進んでいるのではないかと、さういふふうな考へておるわけですが、さういつた、どつちか陸揚地に出す前に何か一時一カ所を集めて、検査するといふふうな方法を講ずる途はないのですかどうですか、その点についてお聞きしたいと思ひます。

○説明員(輕部弥生一君) 厚生省の前、昨日まで研究所課長をしておりましたが、昨日結構予防護課に代りまして留守しておりますので御説明に上りました。只今の御質問でございまして、厚生省といたしましては、食品としての漁獲物の安全というものを協議いたして、只今検査を一応やつております。只今のようなお話の向きにつきましては、漁船そのものが歸つて参ります水揚げの関係もございまして、私どもの立場のみで事を決するわけには参りませんので、事の出来から只今おられます水産庁の長官とも御相談をいたしまして、さうして便宜方向を示して頂いておる。さういふ経過でございまして、むしろさういつた検査の場所をどこかに変えさせるといふふうな点につきましては水産庁長官のほうのお考えを頂きまして私どもそれに附随いたしまして衛生上の見地からの検査を担当いたしたいと、かように考へております。

○森八三一君 今の問題は、これは青山委員長がの前に厚生省のほうの部長さんですか、さういふことを質問され

て例として三崎に揚げるのは城ヶ島がどうかという具体的例まで示してお話になって、それはよく研究して見ますという事で……これは速記録を御覧になればわかる……その研究がつかないのですか、まだ……。今の答弁では研究なされなかつたということになるのですが。

○政府委員(清井正君) 只今の御質問でございますが、その点は私もいいたしまして打合せにおいて厚生省のほうからも相談がございました。御質問の御趣旨はよく私了解をいたすのであります、むしろこれは生産業者の立場を非常に強調した意味において私もいいたしまして折角陸揚げされましたものが市場でこれが検査されまことにによりましていろいろの弊害あるいはそれによつて一般に及ぼす影響、いろいろの悪影響等を考えましてできるならむしろそこに入る前に適当に措置する方法はないものかと実は考えておつたのであります、たゞ厚生省のほうからも只今の御質問の御趣旨の御趣旨でわかつたと思つたのであります、先般の打合せでも非常に議論が出たのであります、私もその中に入りました、いろいろと相談をいたしたのであります、方針としてはそのほうが確かにいいという事は方向としては言えるのであります。ただ実際問題として実施することにつきましてはいろいろの観点から考へて行きません、とすぐに実行に移すという事はいないがどういふふうにして実行に移すかという事を小委員会でも少し小範圍の者が集まつて相談しようじやないかということ、今相談をいたしておるの

であります。御了承願います。

○委員長(森崎隆君) それではこの問題につきましては一応これで質疑を打ち切ります。安藤國務大臣に特に一つ今後の善処方を要望しておきます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

それでは次に日濠間の真珠貝採取取極めに関する件を議題に供します。日濠間の暫定取極めが成立いたしましたようでございますので、この問題につきまして外務省からこれまでの結果の御報告を頂きたいと思ひます。

○政府委員(寺岡洪平君) 日濠間の真珠貝漁業に関する協定につきまして概略御説明いたします。

本件は昨年真珠貝の漁業を始めようといひましたときに濠州側から出漁を待つてくれ、協定ができてから出漁するようという話がございまして、結局昨年の三月から会議を始めまして、なか／＼難航いたしましてその結果日本側は自主的に操業をするということになりました、この交渉が打ち切られたわけでございます。そして本件のいわゆる大陸棚の漁につきましては国際司法裁判所にこれを提訴いたしまして裁判所の判決によつてこの間の紛争を解決しようということになつたのでございますが、濠州側といひましてはその紛争の解決の前に一応暫定的に両国間の真珠貝の漁業についての話し合ひをつけてからにしなければ裁判所に提出することは困るということ、とございまして、再び日本と濠州側の間に真珠貝の漁業についての暫定的な取極め、即ち裁判所の最終的な判決があ

るまでの真珠貝を取ることについての取極めをきめることになつたわけでございます。その趣旨は、要するに真珠貝を濠州側が保護しながら長い間最大の効果を挙げようという事、その目的となつておるのであります、お手許にあると存じますが、その協定ができたのであります。その趣旨は大體日本側は昨年の実績だけの貝を取る。その貝を取るためには日本側の法律並びに濠州側のきめました真珠貝漁業法、両法に従つてこれをやる。そして私どもの努力いたしました点は濠州の法律に往うわけでございますが、そのライセンス、真珠貝漁業に従事する者に対する許可制度につきましては日本側が認めたものにつきましては濠州側も簡易的にこれを許可するといふ点と、それからどこで取るかといふその地域を協定したといふ点、この二つが主なる内容でございます。大體において昨年の実績に従つてきめたわけでございます。

従ひまして大體裁判所に持つて行きますと相当時間がかかると存じますので、取りあへず昨年の実績といふものを基礎にいたしまして、その間の漁業を可能ならしめるといふ点が趣旨でございます。

○青山正一君 これはすでに今朝の新聞に全部発表になつておりますし、ラジオでも言つておるのであります、私どもは新聞に発表になる前に、勿論これはいろいろ国際的な問題であるわけだから、いろいろ秘密会とか何とかいうようなことも必要だろうと思ひますが、こういう問題につきまして当委員会も三回なり或いは四回に互つていろいろ検討いたしておるわけであ

りますからして、あの新聞などの発表の前に、たとへ秘密会であろうとも、一応はこの委員会のほうへこういふふうなことに決定するといふふうな報告だけでも結構だろうと思ひますが、一つ何か今後委員長のほうでも、当委員会は非常にこの問題について三回に互つてこの委員会も開いておるわけですから、その発表の前にたとへ秘密会でも結構だから、一つこれは報告すべきが僕は本當の道じやないか、こういうふうな考へておるわけですから、今後そういうふうなことをないようにつつ特に入力して頂きたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) ほかに御質疑ございませんか……それじやほかに御質疑がないようですから、本件は一応外務省から御報告を承つたままに速記をとめて下さい。

午後二時四十四分速記中止

午後二時五十四分速記開始

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

本日はこれで散会いたします。

午後二時五十五分散会

昭和二十九年六月二十六日印刷

昭和二十九年六月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局